

介護保険事業と一部事務組合

私たち 47 人の住民監査請求の一つの争点が、一部事務組合による介護保険であった。一部事務組合と言っても、大阪市民に馴染みが薄いので、どうやって問題を投げかけるか思案した。たまたま視聴した NHK 夕方のニュース番組で取りあげていたので、慌てて写真を撮った。番組解説が問題を伝えているので紹介したい。

関西 NEWS WEB10 月 19 日都構想の争点 4「介護保険事業」から一都構想では、住民に身近なサービスは原則、特別区が担うことになっていますが、例外として、介護保険など一部のサービスについては、4 区が合同で担うとしています。これは特別区になることで、介護保険料が上がったり下がったりすることを防ぐための措置だとしていますが、この方法がいいのかどうか、争点になっています。

介護保険の仕組みです。介護保険は 40 歳以上の人納める保険料で賄われ、このうち、保険料は自治体ごとに定められ、サービスの利用量が多ければ多いほど、高くなる。このため、仮に、大阪市が廃止され、4 つの特別区が置かれると、市内一律だった保険料は、各区ごと計算されることになり、高齢者が多い区、少ない区で保険料に差が生じることになる。

これを防ぐため、都構想では特別区単独ではなく、4 区が参加して「一部事務組合」と呼ばれる新たな組織を作って介護保険を運用する計画です。合同でするので、保険料も 4 区全体で算出。各区で保険料の差が出ない仕組みだとしています。この制度案について、賛成派は、大阪市内は地域によって高齢化率にばらつきが大きく、こうした措置が必要だ。また、合同で運用したほうが保険料を支払う人、つまり支える人が多くなるので保険財政は安定すると主張している。一方、反対派は、合同で運用するなら、大阪市を廃止する必要はないと主張しています。また、合同で運用すると地域の実情に応じたサービスを提供しにくくなると主張。

制度案では特別区はお年寄りの見守り支援など、介護保険外の事業については、単独で実施できますが、介護保険を適用するサービスについては、充実させたいと考えても 4 区が合同で運用しているため、単独では行えません。4 区全体で話し合っ認められなければならないためです。この制度案をどう評価するのか、各党に聞きました。

(2020 年 10 月 23 日)

